

# 割引率設定方法の見直しについて

2008年8月

*JPAC*



JP Actuary Consulting Co.,Ltd.

# 退職給付会計基準見直しの背景

## (1) 会計基準のコンバージェンス

2002年9月	Norwalk合意	IASBとFASBが両者の会計基準の互換性を高めることに合意
2005年1月	IFRSの適用	EU域内の上場企業に、国際財務会計基準(IFRS)を強制適用。 外国企業については、同等の基準を2009年1月から適用。
2005年3月	IASBとASBJのプロジェクト開始	IASBと企業会計基準委員会(ASBJ)とのコンバージェンス・プロジェクトが開始(以下、半年毎の会合)。
2005年7月	同等性評価の技術的助言	欧州証券規制当局委員会(CESR)から欧州委員会(EC)に対する、三カ国(日本、アメリカ、カナダ)の会計基準の同等性評価に関する助言を行う。 <b>会計基準の相違点の明示</b>
2006年2月	コンバージェンスの覚書	IASBとFASBとで、2008年までのコンバージェンスのためのロードマップを作成。
<b>2007年8月</b>	<b>東京合意</b>	IASBとASBJとで、2011年6月30日までに二つのステップでコンバージェンスを完了することを合意。 ・2008年まで:「同等性評価の技術的助言」で指摘された重要な差異の解消。 ・2011年6月30日まで:それ以外についての差異の解消。

# 退職給付会計基準見直しの背景

## (2) 東京合意と会計基準見直し

### 同等性の評価の中で差異を指摘された事項

	日本基準	IAS19
会計基準変更時差異	導入時から15年以内に	導入時から5年以内
数理計算上の差異	全額が処理対象	コリダールール
代行返上の取扱	将来返上時点で過去勤務債務の認識、 過去分返上認可時点で清算処理	-
<b>割引率 重要な差異</b>	<b>過去の一定期間の変動を考慮 10%ルール</b>	<b>貸借対照表日の金利</b>

IAS19では、コリダールールのほか、即時認識を含むより早期に処理する方法も認められる。

2007年8月	東京合意	上記 について2008年までに差異を解消
2008年3月	ASBJ公開草案	ASBJが割引率の取扱い見直しに関する会計基準の改正の公開草案を発表
2008年7月	ASBJ基準改正	ASBJが割引率の取扱い見直しに関する「『退職給付に係る会計基準』の一部改正(その3)」を公表。

# 割引率設定基準の変更

## 変更内容

退職給付債務計算における割引率を期末時点の安全性の高い長期の債券の利回りに限定  
(従前は、一定期間の債券の利回り変動を考慮することができた。)

変更前	変更後
(退職給付に係る会計基準注解) (注6)安全性の高い長期の債券について 割引率の基礎とする安全性の高い長期の債券の利回りとは、長期の国債、政府機関債及び優良社債の利回りを言う。なお、割引率は一定期間の債券の利回りの変動を考慮して決定することができる。	(注6)安全性の高い長期の債券について 割引率の基礎とする安全性の高い長期の債券の利回りとは、 <u>期末における</u> 長期の国債、政府機関債及び優良社債の利回りを言う。

### 【適用時期】

- ・2009年4月1日以降開始する年度の期末より適用。早期適用も可能。
- ・会計基準見直しに伴い発生する退職給付債務の差異は数理計算上の差異として、他の数理計算上の差異と合算して処理。
- ・基準見直しに伴い発生する退職給付債務の差異は、重要性が乏しい場合を除き、注記を行う。

### 重要性基準は変更なし

- ・前期から割引率を見直しても退職給付債務の変動が10%に満たない場合は、割引率を見直さないことができる。

# 割引率決定の手順

## 1. 適用金利・参照元の決定

国債の応募者利回り、 政府機関債、 高格付の社債

## 2. 退職給付の見込支払日までの平均期間の計算

- ・実務的には従業員の平均残存勤務年数を計算
- ・年金制度の場合は年金の支給期間を加算

【従来の取扱い】

## (3. 一定期間変動の見込んだ金利の修正)

- ・おおむね5年以内の変動を考慮
- ・多くの場合5年平均を採用

## 3. 退職給付の見込支払日までの平均期間に対応した金利の計算

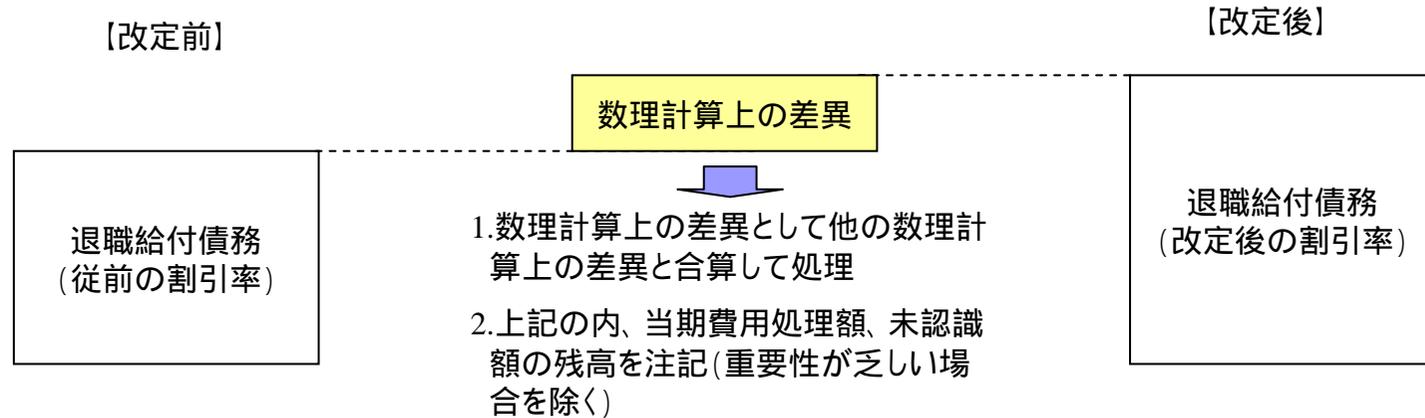
- (1) 公表された金利から当該平均期間に対応した金利の計算方法  
例: 平均期間が12年の場合 10年国債の金利と20年国債の金利を年数で按分する。
- (2) 端数処理の方法  
パーセント単位で、小数点以下第一位まで、0.5%刻み など

## 4. 重要性の判定

- ・前期末の割引率で計算した退職給付債務と比較して、3で計算された割引率による退職給付債務の変動が10%以内であれば割引率の見直しを行わなくて良い。

割引率の決定

# 会計方針の変更に伴う注記



## 適用処理の例

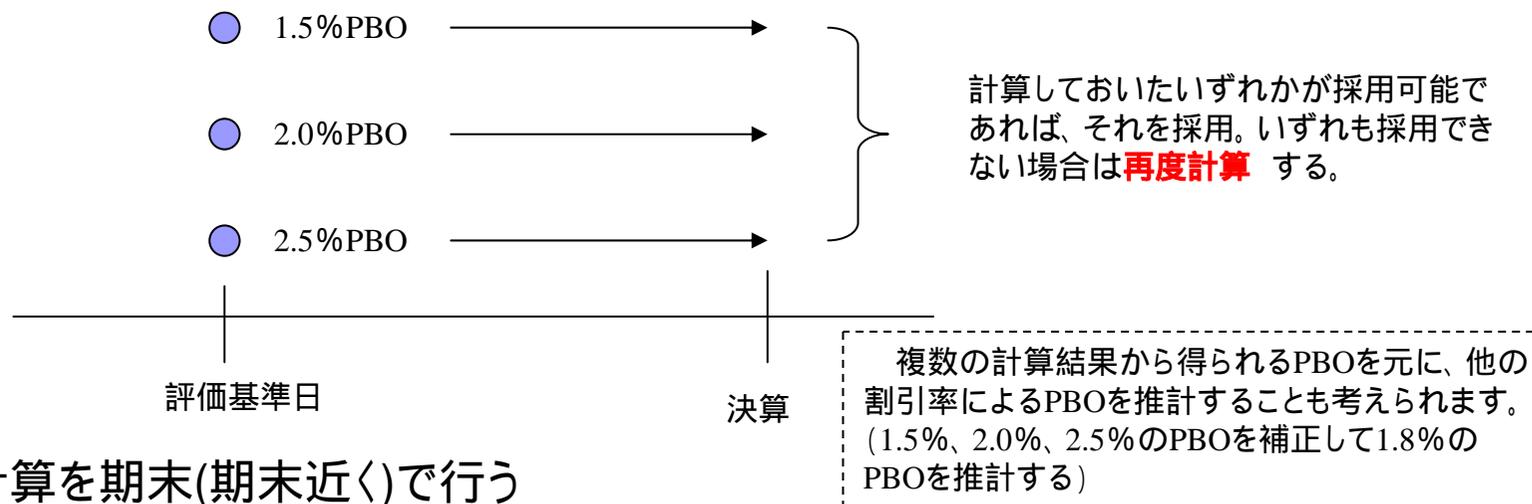
- ・2008年3月に新基準を適用する
- ・従来は平均残存勤務年数に対応した残存期間の国債の過去5年平均を割引率としていた
- ・期末の従業員の平均残存勤務年数は10年

0.5%刻みで端数処理を行った場合は従来基準と同じ割引率となるため影響はない。

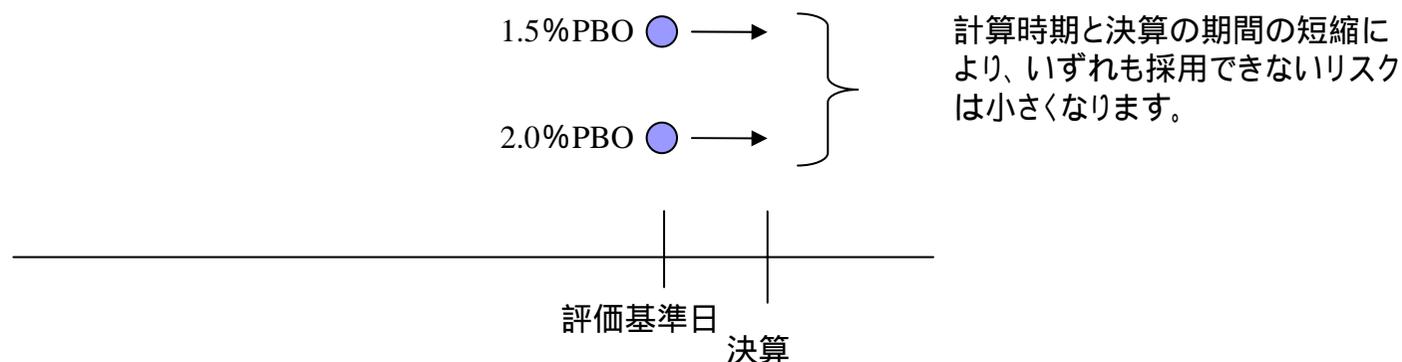
【改訂前の取扱い】			【改訂後の取扱い】	
2003/4 ~ 2008/3 の5年平均 (端数処理後)	1.49% 1.5%	左右の割引率によるPBOの差が会計方針の変更による影響額	2008/3時点 (端数処理後)	1.37% 1.4%
・重要性基準を適用しない場合の割引率	<b>1.5%</b>		・重要性基準を適用しない場合の割引率	<b>1.4%</b>
・重要性基準を適用する場合の割引率 (前期末割引率 2.0%)	2.0%		・重要性基準を適用する場合の割引率 (前期末割引率 2.0%)	2.0%
(前期末割引率 2.5%)	<b>2.0%</b>		(前期末割引率 2.5%)	<b>1.4%</b>
(前期末割引率 3.0%)	<b>1.5%</b>		(前期末割引率 2.5%)	<b>1.4%</b>
前期末割引率が3.0%の場合重要性基準に抵触			前期末割引率が2.5%および3.0%の場合重要性基準に抵触	

# 企業における対応

## 1. 複数の割引率で計算をしておく



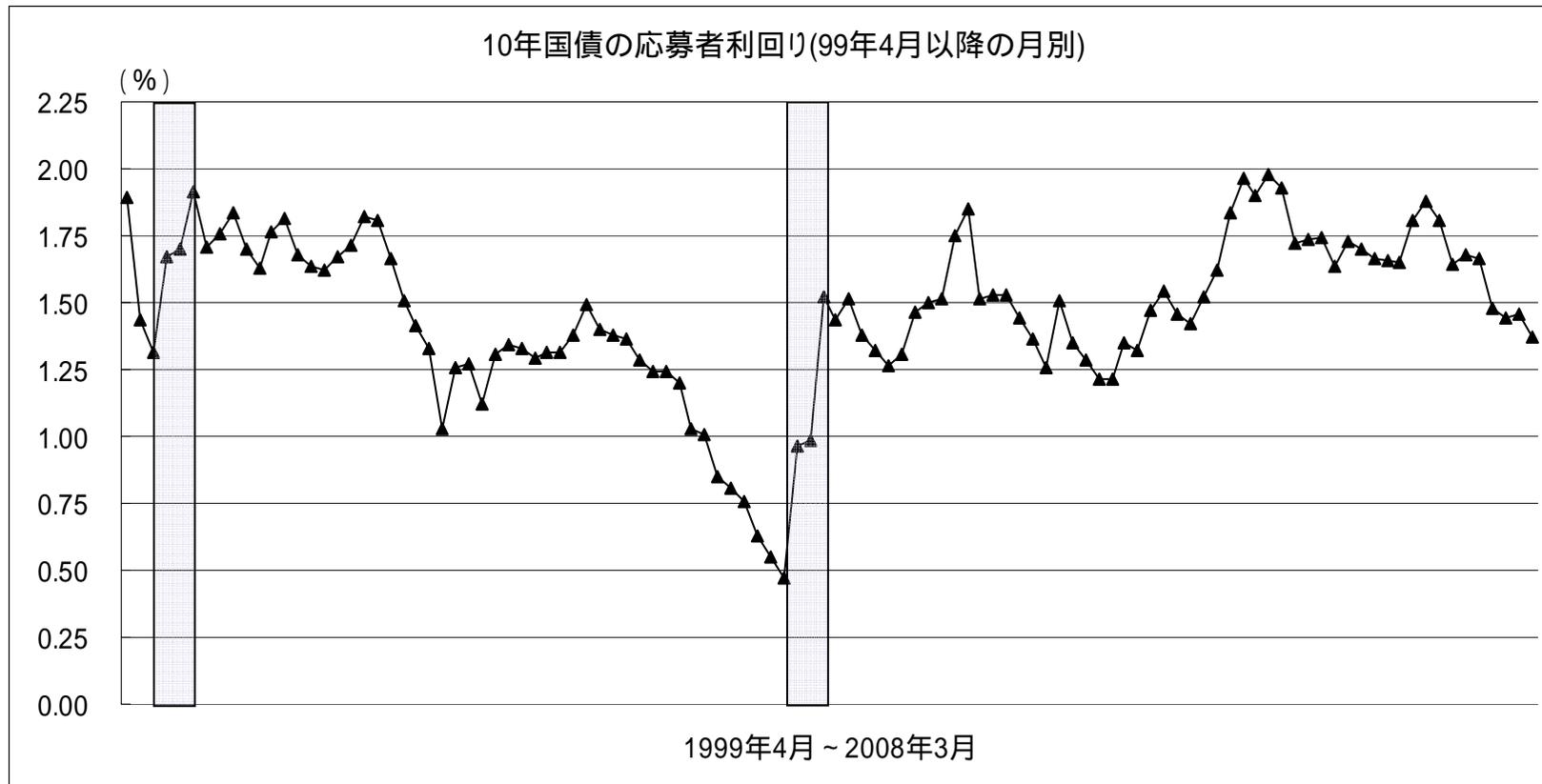
## 2. 計算を期末(期末近く)で行う



決算数値が出ないという事態を防ぐためには、上記2つのいずれかまたはいずれにも対応した上で、最悪の場合に期末に再度計算ができる体制を構築することが必要です。

# ご参考(10年国債応募者利回りの変動)

## 10年国債の99年4月以降の応募者利回り



上記を見る限り、1月または3月以内で0.5%以上変動しているケースは少ない。

ただし、超低金利において変動の余地が少ないためであり、全体の金利が上昇した場合1月で0.5%の変動は珍しくないと考えられる。